

# 神戸市エンジニア創出事業運営業務委託仕様書

## 1. 業務目的

神戸市は、全国的に不足しているエンジニアの育成・コミュニティ形成の推進を通じ、起業およびスタートアップエコシステムの活性化を目指している。このため、神戸のプログラミングを学ぶ高専生、高校生、大学生を含む若年層を対象とし、市内コミュニティの見える化・ネットワーキング機会の提供、及び新たにプログラミングを学びたいと志す若年層への学びの機会を提供することとする。

加えて、若年層の関心を惹きつけるプログラミング体験型プログラムを市内関係団体とともに実施し、将来のエンジニア人材の裾野拡大を目指す。また、さらなるスキルアップを志す若年層には、世界最先端のエンジニア育成プログラム参加費の一部補助や、神戸市の支援する先進的スタートアップへのインターンシップの機会の創出をすることで神戸から世界に通用するCTO/COOの育成をめざす。

## 2 事業概要および業務内容

### (1) 趣旨

受託者は、高専生・高校生など神戸市在住・在学・在勤の若年層を対象とし、本事業の運営主体として、実証事業を含む複数の事業を組成・運営・管理する。具体的には、「①プログラミングサロンの運営」、「②プログラミング体験型プログラムの実施」、「③神戸市エンジニア創出事業に伴う学習支援補助金の申請受付業務」、「④IT企業と次世代エンジニア人材のマッチングによるインターン機会の創出」に加え、神戸市との協議の上、全体企画、再委託、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う。

なお、以下に記載の運営内容にとどまらず、神戸市は受託者による提案も受け付けることとする。

### ① プログラミングサロンの運営

対象： 神戸市在住・在学・在勤のプログラミングを学んでいる、もしくは学びたいと思っている若年層

場所： インターネットアクセス・電源環境の整った三宮周辺のコワーキングスペースやイベントスペース。

オンラインとの組み合わせも可とするが、場所については受託者が本事業の範囲内で確保すること。

目的： 市内のエンジニアコミュニティのハブとして、コミュニティの情報発信・ネットワーキングおよびコミュニティと連携した学習支援を行う。

内容：

#### A コミュニティ形成（目標：8団体）

神戸市と連携し、神戸市内の若手エンジニアコミュニティが取り組む学習支援の内容について随時把握を行い、その情報を、プログラミングを学習する若年層へウェブページやSNS、メールなどで発信すること。本事業において現行で活用している下記の媒体については、前年度の本業務受託者から管理に係る権限を引継ぎ、継続して運用できるものとする。ただし、その管理に係る権限を放棄する場合は、委託契約締結日から15日以内にその旨を神戸市に連絡すること。なお、発信に際し利用するアカウント名やサイト名など、コミュニティの名称に関わる情報については、神戸市と協議の上決定することとする。

また、コミュニティの運営メンバーとの関係性構築を行うとともに、プログラミング学習者のニーズに合わせたコミュニティの紹介・マッチングを行うこと。

#### 【活用可能な媒体】

- ・ Twitter: [https://twitter.com/kobe\\_engr\\_lab](https://twitter.com/kobe_engr_lab)

- Connpass: <https://kobe-engr-lab.connpass.com/>
- Studio: <https://kobe-engr-lab.studio.site/>
- Slack

#### B. エンジニアサロンの開催（隔週開催）

部活動を含む市内の中高生の若手エンジニアコミュニティに対しエンジニアサロンを発信し参加者を募るとともに、定期活動拠点として、場所を無償で提供すること。参加希望の学生であれば自由に出入参加・利用可能とし、同じ志を持つ若者学生が定期的に集まり技術・意識や技術を向上させると同時に、参加者同士のつながりを生む場とする。

#### C. 現役エンジニアによるメンタリング

エンジニアのメンターを配置し、技術面の助言に加え、学習方法やエンジニアとしてのキャリアなどについて相談できる体制を整えること。また、エンジニアメンターは月一回以上、Bのサロンに出席し、学習のサポートを行うこと。

### ② プログラミング体験型プログラムの実施（年間5プログラム・参加者100人）

対象： プログラミング未習層を含む神戸市在住・在学・在勤の中学生・高校生を中心とした若年層

場所： 神戸市と協議の上決定すること

目的： プログラミング学習者の裾野拡大

内容： プログラミング未習層を含む若年層がプログラミングに関心を持ち、学習のきっかけとなるような、体験型プログラムを企画し、実施すること。なお、プログラムは、受託者が自ら企画・実行する企画もしくは、市内教育機関やプログラミング教育を実施する市内事業者との協力を前提とした企画も想定しており、広く提案を受け付ける。

### ③ 神戸市エンジニア創出事業に伴う学習支援補助金の申請受付業務（5名程度）

対象： ITエンジニアとして十分な知識・実績を持つ神戸在住・在学・在勤の若年層。

神戸市と協議の上、5名程度の支援を目指すもの。

場所： MIT、スタンフォードなど、世界各国の著名大学の提供する、オンラインを含む講座

目的： CTO/COOとなる人材の創出およびグローバルなネットワークの支援

内容： 知識・実績を有する有望なエンジニアの方々に対し、世界最先端のエンジニアも参加するエンジニア向け講座の受講料及びそれに係る経費を一部（補助上限、25万円）補助するため、神戸市と連携し、対象者の掘り起こし・申請の受付・書類および面談による審査を行うこと。なお、補助金の交付決定・支払いは神戸市が行うこととし、本委託料の対象外とする。

なお、申請を受け付けるプログラムについては、国内外の企業が公開する世界各国の大学が提供するコンピューターサイエンス分野のランキング等や、申請者の実績をもとに審査すること。

### ④ インターンの受け入れを企図する企業とのエンジニア人材のマッチング機会の創出（年間5社）

対象： エンジニアコミュニティからのインターン受け入れを検討する、神戸市が支援するスタートアップを中心とした、エンジニアの活躍する場を提供する企業。

場所： 受け入れを希望する、スタートアップを含む企業と協議し確保すること

目的： ①②③を通じ形成したエンジニアコミュニティと、神戸市が支援するスタートアップとの交流を促し、スタートアップへは優秀なエンジニアとのネットワーキング機会を、若年層エンジニアへは自身のスキルアップを図れる機会を創出すること。

内容： 神戸市と連携し、エンジニアのインターン受け入れを検討する企業の発掘および、そうした企業によるエンジニアコミュニティとの交流機会を創出すること。

なお、実施方法については、ハッカソンやアイデアソンなどの形式は指定せず、受託者による自由な提案を前提とし、神戸市は受託者との協議の上内容を確定する。

## (2) 実施スケジュール（契約締結日から令和5年3月31日まで）

業務スケジュールは受託者と神戸市にて協議の上確定することとする。

（想定スケジュール）

令和4年4月1日 委託契約締結

令和4年4月中旬 ①プログラミングサロン 提供開始

令和4年5月上旬 ②学習支援補助金エントリー募集開始

令和4年6月～翌3月 ③プログラミング体験型プログラムの実施

## 3. 委託料(上限)

6,500,000円（税込み）

## 4. 成果物の提出

受託者は、神戸市（以下「委託者」という）が定める次の「7. 本作業上の条件」に基づき、定められた期日までに本件の業務を確実に行うとともに、下記に定める成果物を作成し、成果物納品場所へ納入しなければならない。

(1) 業務の実施中に提出する書類(令和4年5月以降、毎月提出すること)

・実施状況報告書

実施状況報告書には下記の情報を必ず記載すること

① 神戸市内の若手エンジニアコミュニティリスト(毎月更新を行うこと)

② プログラミングサロン実施報告(利用者数、利用者の属性など)

・業務打合せ書等記録簿

(2) 業務の完了時に提出する書類(令和5年3月末日までに、納品すること)

・業務完了届

・業務報告書

・業務報告書（概要版）

・その他、業務によって得られた資料一式

## 5. ウェブ媒体の管理権限

① 受託者が本業務の遂行のために作成・運用するSNSやウェブサイトなどの媒体について、神戸市が本事業を2023年4月以降も継続実施する場合、受託者は当該媒体の管理に係るすべての権限を神戸市が指定する事業者へ譲渡すること。

- ② 指定された事業者がその権利を放棄する場合、本業務の受託者はその媒体を継続して運用することができる。ただし、そのアカウント名やサイト名を含む運用方法については、神戸市が本事業を継続するにあたり支障がない方法を神戸市と協議の上決定すること。

## 6. 著作権の帰属

- ① 本業務の履行により成果物が作成されたときは、成果物に係る乙の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)、所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)は、神戸市に帰属、若しくは乙は神戸市に譲渡する。
- ② 乙は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- ③ 乙は、神戸市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証しなければならない。
- ④ 乙の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、乙は、神戸市に生じた損害を賠償しなければならない。

## 7. 本作業上の条件

- ① 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- ② この業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、専門的で高度な解析が必要となるなど再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に委託者の承認を得て再委託することができる。
- ③ 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- ④ 「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」(いずれも神戸市ホームページ掲載)を遵守すること。
- ⑤ 成果物の作成には、原則としてマイクロソフト社のWord2016、Excel2016、PowerPoint2016を使用すること。ただし、委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。

## 8. 成果物納品場所

住所 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(神戸市役所1号館23階)

神戸市医療・新産業本部 新産業部 新産業課 担当：中沢、遠藤

電話 078-322-0240 FAX 078-322-6072

電子メールアドレス new\_industry@office.city.kobe.lg.jp

(以上)